



第 6 回 繫離船作業に係る安全問題検討会 議事概要

日 時：平成 29 年 9 月 28 日（木）16 時～18 時

場 所：国土交通省港湾局 10F 会議室

議事 1 綱取り作業船の作業実態について（説明：日本繫離船協会）

- ・綱取り作業船の作業実態に関し、一般的な作業手順、本船の船首ファーストロープ（スプリングロープ）を 2 本繰り出してくる実態及びその危険性等を日本繫離船協会 会員へのアンケート結果を含め、報告された。
- ・検討会出席者からは、船首スプリングロープを 2 本繰り出された際には、2 本を一度にとらざるを得ない状況にあり危険が伴うため、綱取り作業船が最初に受け取るロープは 1 本にしてもらうよう関係者に働きかけていくなどのコメントがあった。

議事 2 「港湾の施設の技術上の基準」の改訂について（説明：国土交通省港湾局）

- ・港湾の施設の技術上の基準の改訂に関し、安全且つ効率的な繫離船作業が阻害される事例をもとに、その阻害要因を少しでも改善できる配慮事項を検討し、国土技術政策総合研究所資料としてとりまとめた旨が報告された。
- ・港湾の施設の技術上の基準において、施設設置の際には繫離船作業の安全性について考慮することが望ましい旨を記載することを検討中である旨が報告された。
- ・検討会出席者からは、現場で、実際に繫離船作業の細かなところも確認の上で資料をとりまとめていただき感謝申し上げるとのコメントがあった。

議事 3 国際海事機関（IMO）における係船ハレーション安全対策の動向について

（説明：国土交通省海事局）

- ・IMO 船舶設計・建造小委員会において、日本及びデンマークが中心となり、これまでに作成してきた海上人命安全条約（SOLAS 条約）の改正案、係船設備に関するガイドライン案及び係船ハレーションに関するガイドライン案が紹介された。
- ・検討会参加者からは、係船作業に関連する事故には索の破断によるものだけでなく索の末端を輪にするための編込み部分が外れることによるものもあり、係留ロープの保守管理にあたっては留意すべきである等のコメントがあった。

議事 4 係船作業に関する外国船舶への安全啓蒙活動について（説明：国土交通省海事局）

- ・平成 22 年度から行ってきた神戸運輸監理部外国船舶監督官による安全啓蒙活動を平成 27 年度からは全国規模の活動としたこと等が報告され、平成 28 年度の活動において確認された外国船舶の状況について紹介された。
- ・検討会参加者からは、係船作業の安全の確保のためには船員の安全意識は重要であり、外国船舶監督官による活動は非常に有益である等のコメントがあった。